

答申第 640 号

平成 29 年 7 月 4 日

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷次郎 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 1 月 6 日付けで諮問された特定会議の録音テープ等の電磁的記録
不存在の件（諮問第 713 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定会議の録音テープ等の電磁的記録を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年8月9日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、特定会議の録音テープ等の電磁的記録（以下「本件対象記録」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成28年8月19日付けで、本件対象記録は条例第3条第1項第3号及び神奈川県情報公開条例施行規則（平成12年教育委員会規則第12号）（以下「規則」という。）第2条第1号に該当するため、不存在であるとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成28年11月18日付けで、教育委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 特定会議は公開が原則であり、非公開案件以外は傍聴が可能である。傍聴者が聞くことができた内容と同じ内容の録音については、非公開とすべき支障はない。
- (2) 公務として、勤務時間内、県資材機器を使用し、特定会議の席上、録音したテープが個人的所有物でなく職務として管理しているものにあたるので、行政文書に値しないとは考えられない。
- (3) 県内の他自治体では、既に、特定会議と同種会議の会議録作成のための録音テープ等の電磁的記録を情報公開請求すれば、CD化した複製を公開している。また、特定自治体では情報公開に係る審査会において、会議録作成の

ための録音テープ等の電磁的記録を公開すべきという答申が出ている。

- (4) 条例第1条及び第2条の趣旨に照らせば、実施機関の本件処分の理由は理解・了承できるものではない。
- (5) 教育委員会と県民の代弁者である行政が、より良い教育のため、共に協働、連携することで効果を発揮できると考える。家庭、学校及び地域社会との連携は不可欠であり、地域社会に教育振興の関心と協調を求めていくためには、情報を共有することは欠かせない。そのためには、開かれた教育、教育委員会が求められる。情報の共有、公開がその基盤となると考えるので改善を求める。

4 実施機関（教育局総務室）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教育委員会では、特定会議の会議録作成に当たっては、特定会議に係る規則に掲げる事項を記載し、同規則により指定された特定人が署名した文書をもって会議録としている。
- (2) 一方、非公開とした本件対象記録は、特定会議の会議録作成の補助に用いるため、一時的に作成した電磁的記録であり、これは条例第3条第1項第3号及び規則第2条第1号に該当し、条例の対象となる行政文書には該当しないことから、行政文書の不存在を理由に非公開とした。

5 審査会の判断理由

(1) 本件対象記録の行政文書該当性について

ア 条例第3条第1項本文は、行政文書について、「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう。」との旨を規定した上で、同項第1号から第3号までに掲げるものは除くとしている。そのうち同項第3号においては、「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの」と規定している。

イ さらに、規則第2条柱書では、「条例第3条第1項第3号に規定する実施機関が定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。」としたうえで、同条第1号において、「会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録」と規定している。

ウ 当審査会が確認したところ、実施機関は、本件対象記録をもとに特定会議に係る規則に掲げる事項を記載し、同規則により指定された特定人が署名した文書をもって会議録を作成していることが認められる。このことから、本件対象記録は、当該会議録の作成の補助に用いるため、一時的に録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録であることが認められる。

よって、本件対象記録は、条例第3条第1項第3号及び規則第2条第1号の規定に基づき、行政文書に該当しないと判断する。

(2) その他

審査請求人は、本件対象記録を公開すべき理由として、非公開とするべき支障がないこと、他自治体等で本件対象記録と同種の記録が公開されていること等を主張するが、かかる理由をもって、条例第3条第1項第3号及び規則第2条第1号の適用が否定されるものではないことから、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 1 月 6 日	諮問
5 月 17 日 (第 172 回部会)	審議
6 月 21 日 (第 173 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明治大学教授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 （部会長を兼ねる）
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（平成29年7月4日現在）（五十音順）